

2023 年 9 月

## Contents

- I. 【インド】デジタル個人情報保護法の成立とこれまでの経緯
- II. 【アルゼンチン】データ保護法の改正
- III. 【エジプト】優遇措置拡大に関する投資法一部改正
- IV. 【タイ】最低賃金の再引上げの可能性について
- V. 【シンガポール】会社法の一部改正

## I. 【インド】デジタル個人情報保護法の成立とこれまでの経緯

インドの 2023 年デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2023)は、インドの国会に相当するインド議会の下院(ロク・サバ)で 2023 年 8 月 7 日に可決され、また上院(ラジャ・サバ)でも同月 9 日に可決され、さらに同月 11 日には大統領の同意も得て、法律として成立した(以下「2023 年デジタル個人情報保護法」という。)

本ニュースレターの日付現在、インドの個人情報保護規制としては、2000 年情報技術法(Information Technology Act, 2000)(以下「IT 法」という。)の 43A 条及び 87 条 2 項(ob)、並びにこれらに基づいて制定された施行規則である 2011 年情報技術(センシティブ個人データまたは個人情報の合理的秘密保持取扱い)規則(Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011)という、本来は IT 分野全般の規制を目的とする法令上の部分的な規定による限定的な内容の規制しかない。そのため、インドでは、個人情報の保護自体を全面的な目的とする新たな規制法令の制定が検討されてきた。

2017 年 7 月には、個人情報保護に関する課題及び関連法令の整備について検討する専門家委員会が設置され、同委員会は、2018 年 7 月、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表し、また、2018 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2018)(草稿)を策定し、インド政府に提出した。この段階では草稿に過ぎなかったが、その後、2019 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019)が、正式な法案として 2019 年 12 月 11 日にインド下院(ロク・サバ)に提出された。同法案は、インド国民議会の両院で組織される委員会(Joint Parliamentary Committee: 以下「両院委員会」という。)において審議され、2021 年 12 月 16 日、両院委員会による報告書が両院に提出された。同報告書は、2019 年法案について 12 の提言と 81 の修正を提案しており、その中には個人情報のみならず非個人情報も同法による規制対象とするなど、法案の性質や規制対象自体を大きく変更するような内容も含まれるものであった。その後、インド政府は、2022 年 8 月 3 日、2019 年法案を取り下げた。

インド政府は、両院委員会の報告書の内容も踏まえ、包括的な法令の枠組みの見直しを行うとしていたが、2022 年 11 月 18 日、電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)から、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2022)の草稿が公開された。同法案は、一般からの意見を公募したうえで、さらに修正が加えられ、2023 年 8 月 3 日、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2023)としてインド議会の下院(ロク・サバ)に上程されると、同月 7 日には可決され、また、同月 9 日には上院(ラジャ・サバ)で立て続けに可決され、さらに同月 11 日には大統領の同意も得て、迅速に法律として成立した。

2023 年デジタル個人情報保護法は、本ニュースレターの日付現在、未施行である。同法は、一部の規定から段階的に施行される可能性もある。

法律の原文は、下記インド政府のウェブサイトにて閲覧できる。

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>

## 1. 2023 年デジタル個人情報保護法の概要

2023 年デジタル個人情報保護法は、全条文の数が 44 条となっており、これまでの 2018 年個人情報保護法案(草稿)の 112 条、2019 年個人情報保護法案の 98 条と比べて、大幅に減少している。

法律の名称に「デジタル」が付加されたことから明らかとなり、同法は、デジタルの形態で(一般的には電子データとして処理できる状態のことを意味するものと思われる。)収集された個人情報や非デジタルの形態で収集され、それがデジタル化された個人情報(以下「デジタル個人情報」という。)の取扱いを適用対象とするものとされている。

同法では、2021 年 12 月の両院委員会による報告書において提言されていた非個人情報も同法による規制対象とする提言は採用されていない。

同法が施行されると、現行規制の根拠規定である IT 法 43A 条及び 87 条 2 項(ob)は削除(廃止)されることとされている。

以下では、2023 年デジタル個人情報保護法の、特に重要と思われる内容について概説する。

### (1) 適用範囲

上述のとおり、2023 年デジタル個人情報保護法は、デジタルの形態で収集された個人情報や非デジタルの形態で収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いを適用対象とするものとされている(4 条 1 項)。

また、いわゆる域外適用が想定されており、インド国外におけるデジタル個人情報の取扱いであっても、当該取扱いがインドの情報主体への製品・サービスの提供に関する活動に関係するものであれば同法の適用があるとされていることに注意が必要である。

一方で、私的目的のための個人による個人情報の取扱い、情報主体自身によって公開されたもの、その他のインドにおける法令上公開義務がある者によって公開されたものについては、いずれも同法の適用対象外であるとされている。

### (2) 個人情報の分類

従前の法案においては、センシティブ個人情報、重大個人情報といった定義・カテゴリーを設けて個人情報を分類し、個人情報の内容の性質等に応じて異なる規制を設定することを想定するものもあったが、2023 年デジタル個人情報保護法は、個人情報についてそのような分類を採用していない。

もっとも、同法の中には、インド中央政府が個人情報に分類を設けて、分類により異なる規制を設定することを想定した規定も見受けられ、今後そのような分類が採用される可能性は排除されていない。

### (3) 情報主体による同意

個人情報の取扱いは、合法的な目的のため、かつ(a)当該個人情報の情報主体からの同意が得られている場合又は他の正当な利用の場合のみに認められる(4 条 1 項)。「合法的な目的」とは、明示的に法令によって禁止されていないことをいうとされている。

個人情報の情報主体からの同意取得の際には、個人情報、取扱いの目的、同意の撤回や不服申立ての権利の行使方法、規制当局への申立て方法を明らかにして行われなければならない(5 条 1 項)。

また、法律の施行日より前に個人情報の取扱いについて同意を得ていた場合には、上記のような内容を合理的に実施可能な限り速やかに通知しなければならないとされている(5 条 2 項)。そのため、既に同意を得て個人情報の取扱いを行っている事業者についても、2023 年デジタル個人情報保護法の該当規定の施行後、速やかに上記の通知を行う必要があることに注意が必要である。

### (4) 個人情報の情報主体の権利

個人情報の情報主体の権利として、情報受託者に自身の個人情報がどのように取り扱われているかの確認を求める権利(11 条)、訂正・削除等を求める権利(13 条)、死亡・不能の場合に権利行使する者の指定の権利(14 条)などが認められている。

### (5) 情報受託者の義務

個人情報の情報受託者には、個人情報の保護を実効化すべく、様々な義務が課せられる。

具体的な義務としては、デジタル個人情報保護法の遵守確保(8 条 1 項)、情報主体に影響するような決定に個人情報を利用される場合や他の情報受託者に開示される可能性がある場合に個人情報が正確であることを担保するための合理的な努力(8 条 3 項)、適切な技術的・組織的措置の導入(8 条 4 項)、合理的なセキュリティ措置の導入による個人情報の保護(8 条 5 項)、違反の際の規制当局・情報主体への通知(8 条 6 項)、同意が撤回された際や個人情報が不要になった際の削除(8 条 7 項)、情報管理担当者の設置・周知(8 条 9 項)、不服申立て制度の設置(8 条 10 項)などが規定されている。

### (6) 重要情報受託者の義務

デジタル個人情報保護法は、重要情報受託者(significant data fiduciary)という分類を想定しており、どのような者がこれに該当するかは、取り扱われる個人情報の規模・性質、公共への影響なども考慮して、中央政府によって定められるものとしている(10 条 1 項)。

重要情報受託者は、Data Protection Officer という役職をインド国内に設置しなければならない。また、法令順守を評価する Independent Data Auditor の設置も必要となる。さらには、個人情報の保護への影響についての評価(Data Protection Impact Assessment)や定期的な監査の実施も求められている(10 条 2 項)。

### (7) 情報の移転

インド中央政府は、個人情報のインド国外への移転について、特定の国や地域を指定の上、当該国や地域に対する個人情報の移転を制限することができる(16 条)。

従前の法案においては、特にインド国外への移転についてセンシティブ個人情報や重大個人情報といった分類を設けて規制がされることなどを提案するものもあったが、2023 年デジタル個人情報保護法にはその点に関する直接的な規定はなく、法律成立後の議論、規則の整備に委ねることとされている。

### (8) 未成年の個人情報

未成年の個人情報の取扱いについては、追加的な規制が設けられている(9 条)。

具体的には、親・保護者の同意が必要とされているほか、未成年の福祉を害するような取扱いが禁じられており、また、トラッキング、行動モニタリング、ターゲティング広告も禁じられている。

## (9) 個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する違反等を裁定する政府機関として、個人情報保護委員会(Data Protection Board of India)の設立が想定されている(18 条)。

## (10) 適用除外

一定の場合における、個人情報の情報受託者の義務、情報主体の権利等、情報の移転規制についての適用除外規定が設けられている(17 条)。

具体的には、法的な権利や主張の執行のために必要な場合、インドにおける裁判所等の機関において司法・準司法機能の履行のために必要な場合、法令違反の防止・調査・執行を目的とする場合、インド国外の情報主体の個人情報の処理がインド国外の者との契約に基づいてインドに所在する者によって取り扱われる場合(アウトソース事業を想定するものと思われる。)などが、適用除外の場合として規定されている。

また、中央政府が、国益その他の公共秩序の維持や調査・統計などに必要な場合などに、その他の適用除外を定めることができるとされている。さらに、中央政府は一定の情報受託者を指定して適用除外を定めることもできるとされている。

## 2. 今後の見通し

デジタル個人情報保護法は、インドにとって待望の包括的な個人情報保護の枠組みをもたらすものと言える。

同法の適用対象は、あくまでデジタル個人情報ではあるが、近時においては、事業者が個人情報を収集する場合、電子データの形態で収集することが多く、また、たとえ収集の方法がアナログであったとしても、収集した個人情報については事業者において電子的にデータベース化されることが多いため、実務上は、事業者が収集した個人情報は、同法による規制の適用対象となることが多いと考えられる。

そのため、日系企業においても、インドにおいて収集した個人情報は、基本的に 2023 年デジタル個人情報保護法の適用を受けると考えておいた方が良いと思われる。

同法は、多くの懸案事項を今後の議論、規則の整備に委ねていることもあり、今後も多くの見直し、修正がなされるものと思われる。インドにおいて事業を遂行する日系企業にとっても引き続き動向を注視すべき法令と言えるであろう。

### 【インド】

弁護士 琴浦 諒

弁護士 大河内 亮

## Ⅱ.【アルゼンチン】データ保護法の改正

### 1. はじめに

2023 年 6 月 29 日、アルゼンチンの行政府(*El Poder Ejecutivo*)がデータ保護法の改正法案(以下「改正法案」とする。)を同国の立法院(*El Congreso Nacional*)に提出した<sup>1</sup>。改正法案が承認され、改正法が成立すれば、現行のデータ保護法(以下「現行法」とする。)は大幅に変更されることとなる<sup>2</sup>。また、情報漏えいその他のサイバーセキュリティ・インシデント発生時の報告及び対応についてのガイドラインも公開された<sup>3</sup>。加えて、データの不正利用に関する刑事罰の整備についても議論が進められている。このように、アルゼンチンのデータ保護法制の顕著な発展が予定されていることに鑑み、本稿では、改正法案について解説することとする。

### 2. 改正の背景

アルゼンチンには、日本の個人情報保護法や欧州の GDPR のようなデータ保護の一般法が既に存在する<sup>4</sup>。米国のような産業や情報の類型に応じて異なるデータ保護法が適用されるといういわゆるセクtral方式が採用されているわけではない。

既にデータ保護の一般法が存在するものの、制定から 20 年以上経過しており、情報技術の進展等に対応するより充実した規制の整備の必要性があることを理由にデータ保護の当局(*Agencia de Acceso a la Información Pública*(通称「AAIP」))は法改正の議論を開始し、2022 年 8 月 30 日には改正法の草案が用意され、かかる草案を対象に意見公募手続が実施された<sup>5</sup>。かかる意見公募手続の結果、民間企業のみならず公的機関や、大学及び研究者を含む 123 もの参加者から 173 の意見が提出され、AAIP はこれらの意見を検討の上、草案を大きく修正するに至り<sup>6</sup>、その結果として上記の改正法案が立法院に提出されるに至った。

### 3. 改正法案の概要

改正法案はデータ保護規制を充実させるものであるといえる。現行法は全 48 条の規定で構成されているのに対し、改正法案は全 83 条により構成されている。このことから現行法が大幅に改正されていることが分かる。ここでは、改正法案による変更箇所のうち、特徴的な点を指摘する。

#### (1) 明確化

改正法案により多くの事項が明確化された。例えば、定義規定に大幅な追加があり、「匿名化」、「仮名化」、「本人の同意」、「(個人データの)域外移転」等の定義語が追加された<sup>7</sup>。保護の対象となるデータについての

---

1 行政府が立法院に提出した改正法案の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能)。

2 現行のデータ保護法の原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能)。

3 ガイドラインの原文は[こちら](#)で確認可能である(スペイン語原文のみ閲覧可能)。

4 現行法の 1 条は包括的なデータの保護を法の目的として規定している。

5 <https://www.argentina.gob.ar/aaip/datospersonales/proyecto-ley-datos-personales>

6 <https://www.argentina.gob.ar/noticias/presentacion-del-proyecto-de-ley-de-proteccion-de-datos-personales>

7 改正法案 2 条

定めや地理的適用範囲の定めが設けられている<sup>8</sup>。

一方で、地理的適用範囲の規定は、管理者(*Responsable*)と処理者(*Encargado de tratamiento*)のいずれもアルゼンチンに所在しない場合においても改正法が適用されう旨を定めている<sup>9</sup>ものの、このようないわゆる域外適用の範囲については判然としない点も残り、ガイドラインその他の資料による説明が期待される。

## (2) 欧州の GDPR との類似性

改正法案は GDPR のように管理者(*Responsable*)と処理者(*Encargado de tratamiento*)の概念を用いて規制しているところ、管理者及び処理者の義務は比較的詳細に規定されている<sup>10</sup>。管理者も処理者も個人データに関して守秘義務を負う旨定められている<sup>11</sup>ことに加え、主にデータの安全管理を目的とする各種義務が定められており、データ保護責任者(*Delegado de Protección de Datos*)を選任しなければならない場合についての規定もある<sup>12</sup>。

改正法案上、個人データの取扱いは法定の要件のいずれかを満たす場合に許されるのであり、本人の同意を取得している場合もかかる要件の一つである<sup>13</sup>。上記のとおり、「本人の同意」は定義されており、かつ、「本人の同意」にあたるためには、自由意思に基づき明確になされているものであるなどの諸条件を満たす必要があり、改正法案はどのような場合に「本人の同意」があったと認められるかについての指針となる規定を設けている<sup>14</sup>。「本人の同意」の定義及び「本人の同意」があったと認められるための条件に鑑みると、「本人の同意」に依拠することのハードルは高いようにも思われる。また、本人が同意をいつでも撤回可能であるとされている(ただし、遡及効はない。)ことに注意が必要である<sup>15</sup>。

## (3) 科学技術の進展や世相を反映

さらに、現行法には(そして日本の個人情報保護法にも)存在しない<sup>16</sup> 歳未満の者のデータや同意に関する特別規定も設けられている<sup>16</sup>ほか、いわゆる機微情報(*Datos personales sensibles*)の定義が科学技術の進展や世相を反映する形でより詳細かつ明確に規定されている<sup>17</sup>。機微情報については一層厳格な管理が求められるとともに、データ主体に対する差別又は偏見につながりうるような取扱いが禁止されている<sup>18</sup>。

情報漏えいその他のサイバーセキュリティ・インシデント発生時の報告及び対応についての規定も整備され、報告の期限(インシデントの認識から 72 時間)や報告書に記載すべき事項が規定されている<sup>19</sup>。正当な理由があるときは報告の期限の延長を求めることができる<sup>20</sup>。

行政上の制裁の定めも修正される<sup>21</sup>。改正法案は公布から 180 日後に施行されるが、かかる行政上の制裁の定めのみ公布の日より施行されることとなる<sup>22</sup>。

---

8 改正法案 3 条及び 4 条

9 改正法案 4 条

10 改正法案 36 条から 48 条

11 改正法案 22 条

12 改正法案 44 条

13 改正法案 13 条

14 改正法案 14 条

15 改正法案 15 条

16 改正法案 19 条

17 改正法案 2 条。例えば遺伝・生体データや性的指向及び性同一性に関する情報が追記されている。

18 改正法案 17 条

19 改正法案 21 条

20 改正法案 21 条

21 改正法案 79 条

22 改正法案 82 条

## 4. 改正の意味合い

改正法案はデータ保護法制の充実を目指すものであり、成立により概ね規制が強化されるといえる。もっとも、例えばサイバーセキュリティ・インシデント発生時の報告の期限に関しては、AAIP の草案においては「インシデントの認識から 48 時間」と定められていたものが意見公募手続の結果を踏まえ「インシデントの認識から 72 時間」へと修正された<sup>23</sup>ほか、延長の余地も認めている等、改正法案は適正な手続を経て作成された実務やビジネスの要請にも一定程度配慮した内容の法案であると評価できる。

規定が大幅に増えたことにより、遵守すべきルールが多くなったという点では規制が厳しくなった面は否定できない。しかし、ルールの明確化という趣旨で追加された条文も少なくなく、むしろ法遵守を容易にする改正であるとの評価もできる。また、アルゼンチンでの事業展開の支障となるような著しく不合理な規定や海外企業その他非居住者のみを不利に扱う規定は特段見当たらない。

最後に、情報技術の進展により日本企業がアルゼンチンの市場にアクセスすることも容易となった現代では、域外適用についても注意が必要である。上記のとおり、改正法案は管理者も処理者もアルゼンチンに所在しない場合又は設立されていない場合においても適用がありうる旨定めている<sup>24</sup>ところ、かかる域外適用の内容は必ずしも明確ではないため今後の議論の発展が待たれる。

【メキシコ】

弁護士 西山 洋祐

---

<sup>23</sup> AAIP が公開している改正法案作成手続に関する参考文書([こちら](#))の 21 頁

<sup>24</sup> 改正法案 4 条

## Ⅲ.【エジプト】優遇措置拡大に関する投資法一部改正

### 1. はじめに

エジプトでは、2023 年 7 月 25 日、2017 年 6 月 1 日に施行された投資法(Law No.72/2017)を一部改正する法律(Law No.160/2023)(以下「一部改正法」という。)が公布された。

一部改正法によって、投資法に規定される優遇措置の一部が拡大されることになったため、本稿では、かかる優遇措置について、紹介する。

### 2. 既存プロジェクトにも適用拡大

投資法では<sup>25</sup>、同法の優遇措置を享受できるプロジェクトは同法施行後の新プロジェクトに限定されていたが、一部改正法によって、投資法の施行前の既存のプロジェクトについても同法の優遇措置が適用されることが明記された。なお、フリーゾーンにおけるプロジェクトについては、引き続き、投資法の適用外となり、フリーゾーン独自の優遇措置が適用される<sup>26</sup>。

### 3. キャッシュ・インセンティブ・プログラム

一部改正法の下では、新たにキャッシュ・インセンティブ・プログラムが導入された。同プログラムの下では、具体的には、プロジェクトからの収益に対する法人税のうち 35%以上 55%以下の範囲内で現金による還付を受けることができることとなった。ただし、同プログラムを享受するためには、①少なくともプロジェクトに係る資金の 50%を外貨にて補っていること、及び②当該プロジェクトが一部改正法の施行日(2023 年 7 月 26 日)から 6 年以内に開始されることの 2 つの条件を充足する必要がある<sup>27</sup>。

なお、エジプトの財務省(Egyptian Ministry of Finance)は、法人税の還付申請から 45 日以内に、投資家に対して法人税の一部を還付しなければならない。また、同法人税の還付金については課税対象とならない。

同プログラムの導入によって、法人税の還付を受けた投資家による再投資が促進され、エジプトの経済成長につながる事が期待されている<sup>28</sup>。

### 4. 優遇措置適用期間の延長

投資法の下では<sup>29</sup>、優遇措置は、同法の施行規則(Decree No.2310/2017)の施行日(2017 年 10 月 29 日)から 3 年以内に設立された会社に適用されると規定されていたが、一部改正法の下では、同期間が 9 年間に延長された。また、エジプトの内閣(Cabinet)には、追加で更に最大 9 年間まで延長できる権限が付与された。

---

<sup>25</sup> 投資法 9 条

<sup>26</sup> 先月号において「プライベート・フリーゾーンの設立要件の緩和」について紹介したが、同記事の中でフリーゾーンの税制優遇制度(関税の免除、現地調達時の VAT の免除など)についても簡単に触れているため、先月号も参照されたい。

<sup>27</sup> また、エジプトの内閣(Cabinet)には、追加で 6 年間まで延長できる権限が付与された。

<sup>28</sup> もっとも、投資家にとってメリットがある一方、法人税の還付によってエジプト政府の歳入が減少するため、エジプトの財務省としては注意深く還付の割合を決定すべきとの意見もあり、実際の投資にあたっては、事前に関連当局に相談することが望ましい。

<sup>29</sup> 投資法 12 条

## 5. 優遇措置の拡大

投資法の下では<sup>30</sup>、優遇措置として、①空港・港以外での輸出入通関に対する特別許可、②電気・ガス等設備の設置費用の全部又は一部負担、③従業員に対する技術訓練費用の一部負担、④プロジェクトに使用する土地の取得価格の50%の返還(当該土地取得から2年以内に生産を開始した場合)、⑤一定の戦略的プロジェクト(strategic activities)のための土地の無償割り当て、という5つが挙げられていたが、これに加えて、新たに⑥プロジェクトのための土地の無償割り当て(当該プロジェクトの開始から最大10年間)、⑦インフラや公共サービスに係る費用の一部免除(最大50%まで)、⑧プロジェクトで使用する公共料金(basic utilities)<sup>31</sup>の一部免除(最大50%まで)の3つが追加された。

## 6. まとめ

以上より、外資誘致という目的の下、エジプトの投資法の一部改正が行われ、投資家に適用され得る優遇措置が大幅に拡大された。これによって外国投資家によるエジプト投資が更に活性化されることが期待できるものと思われる。他方、一部改正法の下での優遇措置の具体的な実務適用は必ずしも明らかではないため、引き続き、関連当局と密にコミュニケーションを取るなど最新の実務運用を事前に確認することが望ましい。

【エジプト】

弁護士 山口 健次郎

---

<sup>30</sup> 投資法 13 条

<sup>31</sup> 光熱費や水道料金などが想定されているものと思われる。

## IV. 【タイ】最低賃金の再引上げの可能性について

### 1. はじめに

本ニュースレター2022年9月号<sup>32</sup>にてご紹介のとおり、タイにおいては、昨今の物価上昇の影響を受け、2022年10月1日に最低賃金の引上げが行われた。

その結果、現在、タイ国内で最も高い最低賃金は、チョンブリ、プーケット及びラヨーンの1日当たり354バーツとなっており、バンコク都を含む6都県の最低賃金がこれに次ぐ1日当たり353バーツとなっている。

上記9都県における最低賃金の引上げは、引上げ実施前の最低賃金との比較において、いずれも5%以上の引上げ幅となっていた。

そのような中で、タイにおいては、更なる最低賃金引上げに向けた議論が加速している。

### 2. 最低賃金引上げに関する動向

セター・タウィーシン(Srettha Thavisin)首相は、2023年9月12日、従業員の家計支援を目的として、可能な限り速やかに最低賃金を1日当たり400バーツに引き上げる意向を明らかにした。

タウィーシン首相は、具体的にどの地域の最低賃金を1日当たり400バーツに引き上げる意向かを明らかにしていないが、上記金額は、現行最も高い最低賃金(チョンブリ、プーケット及びラヨーンの1日当たり354バーツ)と比較しても約13%もの引上げとなる。

このタウィーシン首相の発言を受けて、ピパット・ラチャキットプラカーン(Piphat Ratchakitprakarn)労働大臣は、同月15日、年内に最低賃金の引上げを予定していることを明らかにしたものの、1日当たり400バーツまでの引上げ幅には至らない可能性を示唆した。

このラチャキットプラカーン労働大臣の発言は、昨年に引き続き最低賃金の再引上げによるオペレーションコストの増加に対する使用者からの不満や、不景気が続くタイ経済への投資家からの不安感に配慮したものと考えられる。

しかし、タウィーシン首相は、2023年9月18日現在、特定の分野の労働者が既に1日当たり400バーツの賃金を受け取っていることなどに言及した上で、年内に最低賃金を1日当たり400バーツまで引き上げる意思を改めて表明した。

タイにおいて最低賃金を設定する権限を有しているのは賃金委員会(The Wage Committee)であり(労働者保護法第79条第1項柱書及び第3号)、賃金委員会は、最低賃金を決定するにあたって、実勢の賃金、生活コスト、インフレ率、生活水準、製造コスト、財・サービスの価格、ビジネスのキャパシティ、労働生産性、GDP、社会状況及び経済状況等を考慮するものとされている(同法第87条第1項)。

したがって、労働者が現在受け取っている給与の額やインフレ率などは、最低賃金を決めるにあたって必要な考慮要素となるものの、実際の最低賃金の決定にあたっては、更にその他の要素も勘案した上での総合考慮が必要となるものと思われる。

### 3. 結語

最低賃金の引上げは、昨年(2022年)に6.1%ものインフレ率を記録したタイにおいて、労働者の生活にと

---

32 [https://www.amt-law.com/publications/detail/publication\\_0025598\\_ja\\_001](https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0025598_ja_001)

っては重要な経済的支援となる一方で、使用者側、とりわけ中小企業にとっては更なるオペレーションコストの増大を招く可能性がある。

タウィーシン首相が所属するタイ貢献党(Pheu Thai Party)は、2027 年までに最低賃金を 1 日当たり 600 バーツまで引き上げることを公約として掲げており、今回の最低賃金引上げは、仮に実現すればそのマイルストーンとなりうるものである。

**【タイ】**

弁護士 安西 明毅

弁護士 木曾 誠太

## V. 【シンガポール】会社法の一部改正

### 1. はじめに

2023 年 7 月 1 日付でシンガポール会社法(Companies Act 1967)の一部改正が施行された<sup>33</sup>。当該改正の動きについては、2021 年 5 月付本稿「1. 【会社法】会社法改正案」<sup>34</sup>で触れたが、実際にどのような改正がなされたかを分析する。

以下、主要な改正 2 点((i)バーチャル会議の実施、(ii)強制買収(compulsory acquisition)の条件の明確化)について解説すると共に、改正が見送られた主要な点について解説する。

### 2. (i)バーチャル会議の実施<sup>35</sup>

従前のシンガポール会社法においては、(a)取締役会については、バーチャル方式の会議<sup>36</sup>及びハイブリット方式の会議<sup>37</sup>(以下、総称して「バーチャル会議」という。)の開催可否については特段規定がなく、(b)株主総会については、物理的な株主総会の実施を想定した規定が存在しているものの、やはりバーチャル会議の開催可否については特段の規定がなかった。今回のシンガポール会社法改正においては、株主総会及び取締役会双方に関して、バーチャル会議を開催できることが明確になった。

すなわち株主総会については、シンガポール会社法 173J 条が新設され、株主総会につきバーチャル会議で開催できることが明記された(シンガポール会社法 173J 条(2)(b)及び(c))。また、取締役会についても、バーチャル会議を実施することにつき、シンガポール会社法がこれを禁止していないことが明確化された(シンガポール会社法 173J 条(8))。

かかる改正の趣旨についてであるが、上述のとおり従前のシンガポール会社法においてはバーチャル会議を開催できるかが明確でなかったところ、コロナ禍において、各会議の物理的開催が困難であることを受けて、The COVID-19 (Temporary Measures) (Alternative Arrangements for Meetings) Orders により、暫定的にバーチャル会議の開催が認められていた。同Orderは 2023 年 7 月 1 日に失効するため、当該失効後もバーチャル会議を開催できるよう、今回のシンガポール会社法の改正が実施されている。

---

33 The Companies, Business Trusts and Other Bodies (Miscellaneous Amendments) Bill  
([https://www.acra.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/legislation/companies-act-reform/companies-business-trusts-and-other-bodies-\(miscellaneous-amendments\)-bill/companies-business-trusts-and-other-bodies-\(miscellaneous-amendments\)-bill.pdf](https://www.acra.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/legislation/companies-act-reform/companies-business-trusts-and-other-bodies-(miscellaneous-amendments)-bill/companies-business-trusts-and-other-bodies-(miscellaneous-amendments)-bill.pdf))によるシンガポール会社法の改正

34 [https://www.amt-law.com/publications/detail/publication\\_0025493\\_ja\\_001](https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0025493_ja_001)

35 2023 年 3 月付本稿「【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリット方式の会議を可能にする法改正」([https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13\\_pdf/Asia\\_EC\\_20230331.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20230331.pdf))及び 2023 年 5 月付本稿「Ⅱ. 【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリット方式の会議を可能にする法改正に対する一般の意見を受けた政府の対応」([https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13\\_pdf/Asia\\_EC\\_20230530.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20230530.pdf))の続報である。

36 各会議を物理的に開催せず、インターネット等の手段を用いて会議を実施する形態

37 各会議を物理的に開催すると共に、インターネット等の手段を用いて会議に参加できるようにする形態

### 3. (ii)強制買取(compulsory acquisition)の条件の明確化

シンガポール会社法上、スクイズアウトの手法の 1 つとして、強制買取(compulsory acquisition)が認められている(シンガポール会社法 215 条)。この強制買取については、(i)対象会社が発行する株式の 100%の買取を希望するもの(買取希望者)が、対象会社の株主に対して買取の申込を行い、(ii)対象会社の株主のうち、合計で 90%以上の株式を保有する株式が当該申込を受諾した場合、申込を受諾していない株主が保有する株式も含めて、100%買収を実現できるというものである。

今回のシンガポール会社法改正前においては、当該 90%の算定にあたっては、(i)買取希望者が保有する対象会社株式を含めることができないとされ、かつ(ii)買取希望者の代理人、買取希望者やその代理人の関係会社が保有する対象会社株式は、買取希望者が保有するものとみなすとされていた(シンガポール会社法 215 条(9))。例えば、買取希望者が対象会社の株式のうち 30%を保有しているとする、残り 70%の株式を保有する他の株主のうち、90%(持株保有割合ベースで 63%)以上を保有する株主から、申込の受諾を受けなければならない。

しかしながら、上記のように対象会社の 100%買収を希望するものが対象会社の株式を保有している場合であっても、当該買取を希望する個人(又は当該買取を希望するものの株主)が別途買収のためにSPCを設立して、当該SPCを買取希望者として 100%買収の申込を行えば、シンガポール会社法の文言上は、上記制限を容易に潜脱することが可能となっていた。

そこで今回の会社法改正にあたっては、買取希望者が保有する株式とみなされるものの範囲が拡張され、(a)買取希望者の指示に従って行動する義務を負うもの、(ii)買取希望者の近親者、(iii)買取希望者が第三者の指示に従って行動する義務を負う場合における、当該第三者、(iv)買取希望者又は上記(i)乃至(iii)のいずれかにより支配されている法人が保有する株式についても、買取希望者が保有する株式とみなされる旨規定されるに至った(シンガポール会社法 215 条(9A))<sup>38</sup>。これにより、シンガポール会社法の文言上も、上記のSPC 設立による規制潜脱が不可能となった。

### 4. 改正が見送られた点

その他、2021 年 5 月付本稿で触れていた株券の電子化(シンガポール会社法上、株券の発行が要求されている(387B 条(6)(a)(i)))については、更なる検討が必要として見送られているため<sup>39</sup>、今後の動向について留意が必要である。

【シンガポール】  
弁護士 鈴木 洋介

<sup>38</sup> 強制買取の規定はもともと英国会社法の影響を受けたものであるが、今回の改正についても英国会社法(UK Companies Act 2006)の影響を受けたものと考えられる(同法 430E 条)。

<sup>39</sup> <https://www.acra.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/legislation/listing-of-consultation-papers/summary-of-responses-to-public-consultation-on-proposed-amendments-to-the-companies-act/annex-a-mof-and-acra's-responses-to-key-feedback-on-proposed-amendments-to-the-companies-act.pdf>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。